

これまでの対応経過

令和 2 年 7 月 31 日現在

| 日付 | 国・県の動向 | 三木市教育委員会の主な取組 | 所管 |
|------|--|--|-----------------------------------|
| 2/27 | 国：全国一斉に臨時休校を要請(3/2 から春休みまで) | 学校は休校、就学前施設及びアフタースクールは事業継続という国の方針を受け、これらの対応について検討を開始 | 学校教育課 教育・保育課 |
| 2/28 | 県：全県一斉に臨時休校を要請(3/3～3/15)。就学前施設・アフタースクールは事業継続 | 臨時教育委員会の開催 ・学校：臨時休校(3/3～3/15)を決定(県方針に準拠)。 ・臨時休校期間中は、学校施設の貸出しはしない。 ・就学前施設：事業継続。3/3～3/15は、利用自粛を依頼 ・アフタースクール：事業継続。3/3～3/15は、利用自粛を依頼。対象児童は、午後2時まで学校預かり | 教育総務課 教育施設課 学校教育課 教育・保育課 |
| | | 臨時校園長会の開催 ・臨時教育委員会での決定事項を伝達、協力依頼 | 学校教育課 |
| | | 保育協会臨時理事会の開催 ・臨時教育委員会での決定事項を伝達、協力依頼 | 教育・保育課 |
| 3/2 | | ・3/10の中学校卒業式を3/17に延期を事務局で決定。学校通知 ・特別休暇の取扱い(県費負担教職員)について通知 | 学校教育課 |
| | | 就学前施設・アフタースクール：事業継続。3/3以降の利用について自粛依頼通知。 | 教育・保育課 |
| 3/3 | | 第2回新型コロナウイルス対策本部会議の開催 ・公共施設の共用部分の閉鎖決定(3/4～3/15) | |
| 3/5 | | 保育協会理事会の開催 ・今後の感染対策について協議 | 教育・保育課 |
| 3/6 | | 手指消毒液を学校に配布 | 学校教育課 |
| 3/11 | | 第4回新型コロナウイルス対策本部会議の開催 ・市内公共施設：屋内スポーツ施設は原則休館(3/12～3/15)。貸館事業は自粛要請の趣旨を説明し、主催者の判断に委ねる。 | |
| 3/12 | | 臨時校園長会の開催 | 学校教育課 |

| 日付 | 国・県の動向 | 三木市教育委員会の主な取組 | 所管 |
|------|------------------------------|---|---|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・臨時休校の延長案について説明 ・3/13 の臨時教育委員会後に方針について文書通知する旨を確認 | |
| 3/13 | 県教委：臨時休校の延長決定 | <p>臨時教育委員会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校：臨時休校延長(3/24まで)(県方針に準拠) ・3/25・26を春季休業中の学年分散登校日として設定 ・3/16以降の学習課題を個別にポスティング対応 ・就学前施設：利用自粛の継続。利用自粛を依頼 ・アフタースクール：事業継続。3/24までは、利用自粛を依頼。対象児童は、午後2時まで学校預かり。3/25以降は、終日預かり <p>市内公共施設：屋内スポーツ施設は原則休館、貸館事業は自粛要請の趣旨を説明し、主催者の判断に委ねる。期間延長決定(3/24まで)</p> <p>保育協会臨時理事会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時教育委員会での決定事項を伝達、協力依頼 | 教育総務課 教育施設課 文化・スポーツ課 学校教育課 教育・保育課 |
| 3/17 | | 中学校卒業式を、規模を縮小して実施 | 学校教育課 |
| 3/19 | | 三木特別支援学校卒業式、幼稚園・こども園卒園式は、規模を縮小して実施 | 学校教育課 教育・保育課 |
| | | 臨時休校に係る未指導の学習内容に関する対応について通知 | 学校教育課 |
| | | 第8回新型コロナウイルス対策本部会議の開催 | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・市内公共施設：屋内スポーツ施設は原則休館。貸館事業は自粛要請の趣旨を説明し、主催者の判断に委ねる。期間延長決定(3/31まで) | |
| 3/23 | | 小学校卒業式を、規模を縮小して実施 | 学校教育課 |
| | | 臨時校長会の開催 | 学校教育課 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・春季休業中の留意点、小学校の校庭開放等について通知 | |
| 3/25 | | 学年分散登校日 | 学校教育課 |
| ・26 | | 校庭開放日(学校ごとに春季休業期間中に5日間を設定) | 学校教育課 |
| 3/27 | 県：新型コロナウイルス感染症対策のための緊急提案。学校の | 第9回新型コロナウイルス対策本部会議の開催 | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・市内公共施設：屋内スポーツ施設は原則休館。貸館事業は自粛要請の趣旨 | |

| 日付 | 国・県の動向 | 三木市教育委員会の主な取組 | 所管 |
|------|---|--|--|
| | 臨時休校に伴う課題への対応について提案。 | を説明し、主催者の判断に委ねる。期間延長決定（4/12まで） | |
| 3/30 | | 臨時校園長会の開催（日程案等を説明） ・4/7から新学期を開始 ・4/8中学校入学式、4/9小学校入学式、4/10特別支援学校入学式を規模を縮小して実施予定 ・学校施設の貸出し：4/12まで一般貸出しは停止 | 教育施設課 学校教育課 教育・保育課 |
| 4/6 | 県教委：臨時休校の決定（4/7～4/19） | 臨時校園長会の開催（午前） ・県の学校再開方針変更の連絡 | 学校教育課 教育・保育課 |
| | | 臨時教育委員会の開催 ・学校：臨時休校（4/7～4/19）を決定（県方針に準拠） ・始業式は、登校日として4/7、4/8に実施 ・4/8中学校入学式、4/9小学校入学式、4/10特別支援学校入学式を規模を縮小して実施予定 ・就学前施設：事業継続。利用自粛を要請 ・アフタースクール：事業継続。4/7～利用自粛を要請。対象児童は、午後2時まで学校預かり ・学校の施設貸出し：4/19まで一般貸出停止 | 教育総務課 教育施設課 学校教育課 教育・保育課 |
| | | 臨時校園長会の開催（午後） ・臨時教育委員会での決定事項を伝達、協力依頼 | |
| | | 保育協会臨時理事会の開催 ・臨時教育委員会での決定事項を伝達、協力依頼 | 教育・保育課 |
| 4/7 | 国：7都道府県に緊急事態宣言発令 | | |
| 4/8 | 県：新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針に基づく緊急事態措置 県教委：臨時休校の再決定（4/7～5/6） | 臨時教育委員会の開催 ・学校：臨時休校（4/7～5/6）（県方針に準拠） ・幼稚園、就学前施設1号認定児：臨時休園（4/10～5/6） ・小学校、特別支援学校・幼稚園の入学式、入園式の延期決定 ・就学前施設：事業継続。4/8から利 | 教育総務課 教育施設課 生涯学習課 学校教育課 教育・保育課 |

| 日付 | 国・県の動向 | 三木市教育委員会の主な取組 | 所管 |
|------|---|---|--------------------------|
| | | <p>用の自粛を要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アフタースクール：事業継続。利用の自粛を要請。対象児童は、午後2時まで学校預かり（4/8から） ・学校の施設貸出：一般貸出の停止（4/9～5/6） ・社会教育施設：閉館（4/9～5/6） | |
| | | <p>臨時校園長会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時教育委員会での決定事項を伝達、協力依頼 | 教育施設課 学校教育課 教育・保育課 |
| | | <p>保育協会臨時理事会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時教育委員会での決定事項を伝達、協力依頼 | 教育・保育課 |
| | | <p>第11回新型コロナウイルス対策本部会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内公共施設：屋内施設原則的に閉鎖（5/6まで） ・市内屋外施設：十分な感染防止措置を講じ利用可能（5/6まで） | |
| | | <p>⑤臨時公民館長会 閉館期間中の窓口対応等検討</p> | 生涯学習課 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・中学校入学式は、規模を縮小して実施 | 学校教育課 |
| | | <p>就学前施設及びアフタースクールへマスク（職員用）を一次配布</p> | 教育・保育課 |
| 4/10 | | <p>緊急事態宣言下における教職員（県費負担教職員）の在宅勤務の実施について通知（県方針に準拠）</p> | 学校教育課 |
| 4/13 | <p>県：新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針改訂。県内事業者への休業要請依頼</p> | | |
| 4/14 | | <p>第14回新型コロナウイルス対策本部会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内公共施設：屋内、屋外施設とも原則閉鎖を決定（5/6まで） ・地域の自治会公民館：閉鎖を要請（5/6まで） | |
| | | <p>就学前施設・アフタースクール：事業継続。限定保育の実施を事務局で決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り利用の自粛を要請した上で、社会生活を維持するために就業が必要な保護者（①医療機関に従事す | 教育・保育課 |

| 日付 | 国・県の動向 | 三木市教育委員会の主な取組 | 所管 |
|------|---|--|--------------------------|
| | | る者（病院、診療所、薬局など）、② 社会福祉施設に従事する者（こども園、保育所、アフタースクール、介護保険施設など）、③ 警察、消防に従事する者、④ 生活必需物資販売に従事する者（卸売市場、食料品売場・百貨店・ホームセンター等における生活必需物資売場、コンビニエンスストアなど）、⑤ 公共交通機関に従事する者（バス、鉄道、航空など）、⑥ その他やむを得ず保育が必要と認められる保護者）を対象に事業継続 (4/17～5/6) | |
| 4/16 | 国：緊急事態宣言全国に拡大 | 市職員の隔日勤務開始（4/17～5/6） 定例公民館長会議 ・住民学習の実施方法等について | 教育委員会 生涯学習課 |
| 4/17 | 県：新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針改訂 | | |
| 4/24 | 県：新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針改訂 | | |
| 4/27 | | 臨時教育委員会の開催 ・学校：臨時休校措置決定（5/7～5/10） （市の独自方針） ・幼稚園、就学前施設（1号認定児）： 臨時休園措置決定（5/7～5/10） ・就学前施設（2・3号認定児）：限定 保育措置決定 ・アフタースクール：限定利用措置決 定（5/7～5/10） | 教育総務課 学校教育課 教育・保育課 |
| 4/28 | 県：新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針改訂 県教委：臨時休校の延長決定 （5/31まで） | | |
| 4/30 | | ・学校：臨時休校措置決定（5/11～ 5/31）（県方針に準拠） ・幼稚園、就学前施設（1号認定児）： 臨時休園措置決定（5/11～5/31） ・就学前施設（2・3号認定児）：限定 | 教育総務課 学校教育課 教育・保育課 |

| 日付 | 国・県の動向 | 三木市教育委員会の主な取組 | 所管 |
|------|--|---|--------------------------|
| | | 保育措置決定(5/11～5/31) ・アフタースクール：限定利用措置決定(5/11～5/31) | |
| 5/1 | | 定例校園長会の開催 ・今後の対応について伝達、協力依頼 | 学校教育課 |
| 5/2 | | 第18回新型コロナウイルス対策本部会議の開催 ・市内公共施設：屋内・屋外とも原則閉鎖決定(5/7～5/31) | |
| 5/4 | 国：緊急事態宣言延長 県：新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針改訂 | 緊急事態宣言下における教職員（県費負担教職員）の在宅勤務の実施の延長について通知（県方針に準拠） | 学校教育課 |
| 5/5 | | 第19回新型コロナウイルス対策本部会議 ・中央図書館、吉川図書館：インターネット及び電話による予約本の貸出再開(5/11～5/31) | |
| 5/15 | 県：新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針改訂 県教委：臨時休業中の登校可能日の設定について通知 | 家庭におけるインターネット環境調査開始 | 教育センター |
| 5/18 | | 学習動画の配信を開始 | 教育センター |
| 5/19 | | 臨時校長会の開催 ・学級分散登校の方針案について説明（登校日Aグループ5/26・5/28、Bグループ5/27・5/29） | 学校教育課 |
| 5/20 | | 定例教育委員会の開催 ・学校園再開後の教育課程の方針決定（授業日：第1学期6/1～8/7、第2学期8/17～12/25、第3学期1/6～3/24） ・学級分散登校について決定(6/1～6/14) | 教育総務課 学校教育課 教育・保育課 |
| 5/21 | 国：緊急事態宣言解除 県：新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針改訂 | 手指消毒液学校配布 緊急事態宣言下における教職員（県費負担教職員）の在宅勤務の実施の再延長（5月31日まで）について通知（県方針に準拠） | 学校教育課 学校教育課 |
| 5/22 | | 第21回新型コロナウイルス対策本部 | |

| 日付 | 国・県の動向 | 三木市教育委員会の主な取組 | 所管 |
|------|----------------------------|---|-----------------|
| | | 会議の開催 ・屋外スポーツ施設：条件を付し、段階的に開放決定(5/25から) ・屋内スポーツ施設：感染防止対策を整えた上、順次開館決定(6/1から) ・教育委員会所管社会教育施設：開館決定(6/1から) ・感染リスクの高い屋内でのスポーツやカラオケ等の使用は禁止(6/14まで) | |
| | | 臨時校園長会の開催 ・定例教育委員会での決定事項を伝達、協力依頼 | 学校教育課 |
| | | 保育協会民間部会の開催 ・定例教育委員会決定事項を伝達、協力依頼 | 教育・保育課 |
| 5/26 | 県：新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針改訂 | | |
| 5/28 | | 第22回新型コロナウイルス対策本部会議 ・市内公共施設：原則通常開館決定(6/1から) ・屋内スポーツ施設、貸室：スポーツ、カラオケなどの利用制限の継続決定 | |
| 5/31 | | ・就学前施設(2・3号児)：限定保育終了 ・アフタースクール：限定利用終了 | 教育・保育課 |
| 6/1 | | 学校：学級分散(隔日)登校(6/1～6/14) 図書館：一部利用制限による全館開館(6/1～6/14) | 学校教育課 市立図書館 |
| 6/2 | | 幼稚園・こども園は、入園式を規模を縮小して実施 小学校・特別支援学校は、入学式を規模を縮小して実施 | 教育・保育課 学校教育課 |
| 6/3 | | 就学前施設及びアフタースクールへマスク、手指消毒液、除菌泡スプレーを配布 学校給食再開 | 教育・保育課 教育施設課 |
| 6/4 | | 就学前施設及びアフタースクールへマスク、手指消毒液、除菌泡スプレーを配布 保育協会 理事会 | 教育・保育課 |
| 6/9 | | 第23回新型コロナウイルス対策本部 | |

| 日付 | 国・県の動向 | 三木市教育委員会の主な取組 | 所管 |
|------|----------------------------|--|-----------------|
| | | 会議 ・公共施設：感染予防対策を講じた上、 利用条件を付し、再開を決定(6/15 から) | |
| 6/10 | | 非接触式体温計学校配布 | 学校教育課 |
| 6/15 | | 学校：新しい生活様式に基づく通常授業再開 就学前施設・アフタースクール：通常受入再開 | 学校教育課 教育・保育課 |
| 6/18 | 県：新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針改訂 | | |
| 6/22 | | 熱中症対策ネッククーラー学校配布 | 学校教育課 |
| 7/9 | 県：新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針改訂 | 手指消毒液学校配布 | 学校教育課 |
| 7/13 | 県：新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針改訂 | | |